

答 申 第 6 6 3 号
平成 29 年 12 月 19 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 29 年 12 月 19 日付け
神保生保第 2578 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市介護用品支給事業において、他制度で支給を受けることができる方を当事業の
対象外として抽出するため、保健福祉局高齢福祉部介護保険課が生活保護受給者情報等
を利用することは、当事業の継続性に寄与するものであり、公益に資すると認められる
ので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切か
つ慎重に取り扱わなければならない。

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【福祉個人情報】

- ・福祉個人番号

【生活保護情報】

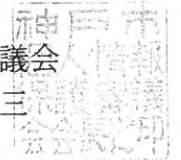
- ・生活保護の受給の有無
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の有無

答申第664号
平成29年12月19日



神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成29年12月19日付け神保高介第4056号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市介護用品支給事業において、他制度で支給を受けることができる方を当事業の対象外として抽出するに当たり、生活保護受給者情報等を電子計算機処理することは、当事業の継続性に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【福祉個人情報】

- ・福祉個人番号

【生活保護情報】

- ・生活保護の受給の有無
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の有無